

在日コリアン青年連合

規約（第十版）

第一章 総則

第1条（名称）

本連合は、在日コリアン青年連合（略称：KEY）と称する。ハングル表記は 재일코리안청년연합、英文表記は Organization of United Korean Youth in Japan とする。

第2条（目的）

本連合は、青年大衆運動の特性である積極性と創意性を全面的に発揮し、

- 1) 在日同胞の諸権利向上及び民族的アイデンティティの育成と共生社会の実現
- 2) 韓国社会の民主的発展と朝鮮半島の平和統一
- 3) 東アジアの平和と発展、人類の進歩と繁栄に寄与する。

第3条（事業）

第2条を達成するために必要な事業を展開する。

第4条（所在地）

本連合は、事務局を大阪市天王寺区味原町13-10-2Fに置く。

第二章 構成団体・構成員

第5条（構成団体・構成員）

- 1) 本連合は、地方組織及び目的に賛同する個人によって構成される。
- 2) 本連合を構成する地方組織は、以下の通りである。
在日コリアン青年連合 大 阪
在日コリアン青年連合 兵 庫
- 3) 本連合の地方組織の設置及び解散は、スタッフ総会の承認により行うことができる。
- 4) 本連合の構成員は、国籍を問わず歴史的ルーツを朝鮮半島に持つ日本在住の青年とする。

第三章 組織

第6条（スタッフ総会・スタッフ）

- 1) スタッフ総会は、本連合の最高議決機関である。

- 2) スタッフ総会は、全体スタッフミーティングに参加する各地方組織のスタッフ会議が承認した者、事務局構成員、スタッフ総会が承認した者をスタッフとし、構成する。
- 3) スタッフ総会は、年1回以上の開催とする。但し、事務局の決定または、スタッフの3分の1以上の要求がある場合、共同代表が直ちに招集する。

第7条（全体スタッフミーティング）

- 1) 全体スタッフミーティングは、地方組織の円滑な運営及び発展、本連合の全体事業の活性化につながるよう、構成員の成長に資することを目的とし、開催する。
- 2) 全体スタッフミーティングは、事務局会議及び各地方スタッフ会議が承認した者をスタッフとし、構成する。
- 3) 全体スタッフミーティングは、2ヶ月1回以上の開催とする。

第8条（事務局・事務局会議）

- 1) 事務局会議は、スタッフ総会に次ぐ議決機関とする。
- 2) 事務局は、全体スタッフミーティングの円滑な運営に寄与するとともに、本連合と本連合外の中継的役割を担う。
- 3) 事務局は、共同代表と全体スタッフミーティングの互選によって推薦し、スタッフ総会の承認を得た者で構成される。
- 4) 事務局会議は、月1回以上の開催とする。

第9条（地方スタッフ・会員総会）

- 1) 各地方スタッフは、地方組織のスタッフ会議が選任する。
- 2) 各地方組織は、会員総会を1年に1回開催する。

第10条（共同代表）

- 1) 共同代表は、本連合を代表し、2名以上で構成する。ただし例外的に立候補者もしくは被推薦者が不在で1名となった場合においては、スタッフ総会が承認する限り、その者が本連合を代表する。
- 2) 共同代表は、事務局会議、全体スタッフミーティングの互選によって推薦し、スタッフ総会の承認を必要とする。
- 3) 共同代表はスタッフ総会、全体スタッフミーティング等の各級会議を主催する。
- 4) 共同代表の任期は、2年以内とし、スタッフ総会の承認により再選することができる。
- 5) 共同代表は、スタッフ総会の議決により罷免することができる。

第11条（会議の成立）

本連合の会議は、会議構成員の過半数の賛成で議決される。

第四章 財政

第12条（財政）

本連合は、構成員の会費と賛助金及びその他収入によって運営する。

第13条（監査役員）

- 1) 監査役員は、1年に一度会計監査を行い、監査結果はスタッフ総会に報告される。
- 2) 監査役員は、事務局会議が推薦し、スタッフ総会の承認を必要とする。
- 3) 監査役員は1名とし、任期は2年とする。但し、再選を妨げるものではない。
- 4) 監査役員は、スタッフ総会の議決により罷免することができる。

第五章 付則

第14条（規約改正）

本規約の改正は、事務局会議の提起またはスタッフ3分の1以上の要求で発議され、直ちにスタッフ総会で審議されなければならない。

第15条（一般原則の準用）

本連合の規約に明記されていない事項は、民主主義の一般原則に従う。

第16条（施行）

本規約は、1991年2月3日からその効力を発生する。

第17条（第1次改正）

本規約は、1992年2月2日に改正され、即日効力を発生する。

第18条（第2次改正）

本規約は、1996年9月29日に改正され、即日効力を発生する。

第19条（第3次改正）

本規約は、2001年3月31日に改正され、即日効力を発生する。

第20条（第4次改正）

本規約は、2003年3月30日に改正され、即日効力を発生する。

第21条（第5次改正）

本規約は、2003年12月21日に改正され、即日効力を発生する。

第22条（第6次改正）

本規約は、2011年10月1日に改正され、即日効力を発生する。

第23条（第7次改正）

本規約は、2013年6月30日に改正され、即日効力を発生する。

第24条（第8次改正）

本規約は、2013年9月22日に改正され、即日効力を発生する。

第25条（第9次改正）

本規約は、2015年6月14日に改正され、即日効力を発生する。